

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

- 知事の保有する個人情報保護等に関する規則の一部を改正する規則 (県政情報センター) 一
- 埼玉県漁業調整規則の一部を改正する規則 (生産振興課) 二
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (任用審査課) 二
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (県央振興) 三
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (川越比企振興) 三
- 行政書士の処分 (市町村課) 四
- 滞納整理支援システム保守業務委託に関する入札公告 (税務課) 四
- 電気工事士免状交付事務の委託に関する入札公告 (化学保安課) 五
- 大気汚染自動測定機保守等業務 (平成二十一年度) に関する入札公告 (青空再生課) 七

- 所沢都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生推進室) 八
- 救急病院等の申出の撤回 (医療整備課) 八
- 救急病院等の申出 () 八
- 大規模小売店舗の新設に関する公告 (商業支援課) 九
- 大規模小売店舗の変更に関する公告 () 一〇
- 埼玉県女性キャリアセンター職業相談等業務委託に関する入札公告 (就業支援課) 一〇
- 手子林第三土地改良区の役員住所変更届 (加須農林) 一二
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) 一二
- 都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課) 一二
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建築指導課) 一二
- 開発行為に関する工事の完了公告 () 一四

規則

- 開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 一四
- 県道平方東京線の供用の開始 (越谷県土) 一四
- 県道三郷幸手自転車道線の区域の変更 () 一四
- 県道三郷幸手自転車道線の供用の開始 () 一五
- 県道下早見菖蒲線の供用の開始 () 一六
- 県道春日部菖蒲線の供用の開始 (杉戸県土) 一五
- 個人演説会等施設の指定 () 一六
- 個人演説会等施設の所在地及び収容人員の変更 () 一六
- 個人演説会等施設の指定取消 () 一六

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六号

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十七年埼玉県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表中薬種商販売業認定試験の項を削り、埼玉県立大学認定看護師教育課程受講者選考試験の項の次に次のように加える。

| | | | |
|----------------|-----------|----------------------------|--------|
| 埼玉県立大学大学院入学者選抜 | 不合格者の総合得点 | 合格発表の日からその日の属する年度の三月三十一日まで | 埼玉県立大学 |
|----------------|-----------|----------------------------|--------|

附則

この規則中別表に埼玉県立大学大学院入学者選抜の項を加える改正規定は公布の日から、同表薬種商販売業認定試験の項を削る改正規定は平成二十一年六月一日から施行する。

埼玉県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七号

埼玉県漁業調整規則の一部を改正する規則

埼玉県漁業調整規則(昭和四十五年埼玉県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「埼玉県知事」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

様式第三号から様式第六号まで及び様式第八号から様式第十号までの規定中「埼玉県知事」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年三月三日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則六一七〇

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(埼玉県人事委員会規則六一二)の一部を次のように改正する。

別表第二職員採用上級試験の項を次のように改める。

| | | | | | |
|----------|------|------------------------------|------|------|---------------------------------------|
| 職員採用上級試験 | 一般行政 | 職員採用上級試験の他の試験職種の対象とならないすべての職 | 教養試験 | 専門試験 | 政治学、社会政策、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学(経済) |
| 試験 | 試験 | 試験 | 試験 | 試験 | 試験 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 福祉 | 心理 | 設備 | 総合土木 |
| 主として福祉に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 | 主として心理に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 | 主として電気及び機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 | 主として土木及び農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 |

(多) 択式) 試験論文 試験人物 試験人物 身体検査

択式)

| | | | | | | |
|----------------------------|---------------------------------------|---|---|--|--|----------|
| 原論、経済政策、経済史)、財政学、国際関係及び経営学 | 社会福祉概論(社会保障を含む)、社会学概論、社会学・一般心理学及び社会調査 | 一般心理学(心理学史、発達心理学、社会心理学を含む)、応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研究法及び統計学 | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学及び情報・通信工学 | 数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料及び機械工作 | 数学、水理学、応用力学、土壌物理、測量、材料・施工、農業水利、土地改良、農業造構、農地造成、農学一般及び農業機械 | 数学・物理、応用 |
|----------------------------|---------------------------------------|---|---|--|--|----------|

| | | |
|----|---|--|
| 建築 | 主として建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 | 数学・物理、構造力学、材料学、建築史、環境原論、建築計画、都市計画、建築構造、建築施工及び建築設備 |
| 化学 | 主として化学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・有機化学、工業化学及び化学工学 |
| 農業 | 主として農業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般及び農業経済一般 |
| 林業 | 主として林業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 | 林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、砂防工学及び林産一般 |

別表第三免許資格職員採用試験の項第一号中「二十一年以上二十八歳未満の者」の次に「薬剤師にあつては二十二歳以上三十歳未満の者、」を加え、同項第二号中「二十一歳未満の者」の次に「薬剤師にあつては二十二歳未満の者、」を加える。

別表第五中「心理の職」を「臨床心理の職」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百八十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十一年三月三日
埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年二月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人すきつぷ
- 三 代表者の氏名
島田 尚子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県北本市栄一番地
- 五 定款に記載された目的

この法人は、特別支援学校・特別支援学級に在籍する児童・生徒および障害者手帳を有する普通学級に在籍する児童・生徒およびそれに相当する児童・生徒に対し、放課後や長期休業中も充実した生活を送れる場を保障し、子どもたちが集団生活の中で様々な体験を通して、協調性・社会性を身につけることを目的とする。

埼玉県告示第二百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）に

より縦覧に供する。

平成二十一年三月三日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年二月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人ケアピーぶる

三 代表者の氏名

末森 克彦

四 主たる事務所の所在地

埼玉県坂戸市三光町三十一番地十二

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、高齢者の生

きがいつくりと、高齢者、病弱者、障

害者、年少者等に対して、介助サービ

スによる生活支援活動並びに生きる喜

びの場を与える文化振興活動を実施

し、社会福祉の増進に寄与することを

目的とする。

(変更後) この法人は、高齢者、病

弱者、障害者、年少者等に対して、保

健、医療、福祉の総合的サービスを提

供する生活支援活動並びに生きる喜

びの場を与える文化振興活動を実施し、

社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第二百九十号

行政書士法(昭和二十六年法律第四

号)第十四条第二号の規定による処分を

したので、次のとおり公告する。

平成二十一年三月三日

埼玉県知事 上田清司

一 処分を受けた行政書士の氏名

小久保 角次

二 処分を受けた行政書士の事務所の所

在地 埼玉県比企郡小川町大字青山七七〇

番地一

三 処分を受けた行政書士の登録番号

第七三二三〇二九四号

四 処分をした年月日

平成二十一年二月二十五日

五 処分の内容

二月間の業務の停止(平成二十一年

三月四日から平成二十一年五月三日ま

で)

(1) 購入等件名及び数量

滞納整理支援システム保守業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年4月1日(水)から平成22年3月31日(水)まで

(4) 納入場所

埼玉県総務部税務課並びに各県税事務所及び自動車税事務所

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセ

ントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、

その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札

者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを

問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載する

こと。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない

者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資

格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「電子

計算に関する業務」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出

物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27

日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 国又は都道府県において、税に関するシステム開発及びネットワークシステ

ム設計・構築の実績があること。

(6) 税に関するシステムの保守業務を受託した実績のある者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税

務課納税担当 内海 誠 電話048-830-2655(直通)

1 調達内容

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第二百九十一号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年三月三日

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所及び下記(3)の入札説明会において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
ア 場所
埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号 埼玉県浦和合同庁舎第2会議室
イ 日時
平成21年3月11日(水) 午後3時30分
- (4) 入札・開札の場所及び日時
ア 場所
埼玉県浦和合同庁舎第2会議室
イ 日時
平成21年3月27日(金) 午後3時30分
- 4 その他
(1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年3月18日(水) 午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

- (3) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
エ 契約書作成の要否
オ 落札者の決定方法
カ 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (6) 支払条件
発注者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。
 - (7) 特記事項
平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
 - (8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- ~~~~~
- 埼玉県国土建設部 建設課 田 栗 匡**
 次のおの「競争入札」の件。
 〒311-1134 さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号
- 1 調達内容
(1) 購入等件名及び数量
電気工事士免状交付事務 一式
(2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
(3) 契約期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(4) 履行場所
埼玉県内

- (5) 入札方法
 入札金額は、本県が仕様書に示す予定件数及び入札者が委託事務区分ごとに見積もった単価に従って計算した総価を記載すること。
 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総価の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県内の 4 か所〔ゆとりとチャンスの埼玉プラン 地域別計画〕の地域区分における東部地域、西部地域及び北部地域にそれぞれ 1 か所並びにさいたま市に 1 か所）以上において、本件事務を行える者であること。
- (3) 埼玉県庁の開庁日及び執務時間に準じて、本件事務を行える者であること。
- (4) 免状交付申請手続等に関し、インターネットにより周知を図れる者であること。
- (5) 個人情報について、適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であること。
- (6) 免状の作成、免状交付履歴のデータ管理等に使用するパーソナルコンピュータ（他のコンピュータに接続されていないものに限る。）及びインターネットに接続するパーソナルコンピュータを用意できる者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県危機管理防災部化学保安課火薬・電気担当 増山 新平 電話 048-830-2978（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 この公告の日から平成 21 年 3 月 13 日（金）まで上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札・開札の場所及び日時
 ア 場所
- 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 13 番 3 号 埼玉県衛生会館 203 会議室
 イ 日時
 平成 21 年 3 月 30 日（月）午前 10 時 30 分
 4 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金
 ア 入札保証金
 入札者は、見積もった総価に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
 契約の相手方は、契約単価に予定件数を乗じた金額の合計額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 入札者に要求される事項
 ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成 21 年 3 月 13 日（金）午後 5 時 15 分までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 イ 入札者は、上記 3(3)で指定した日時及び場所に、入札書を提出しなければならない。
- (3) 入札の無効
 次に掲げる入札書は、無効とする。
 ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
 イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 ウ 財務規則第 97 条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法
 財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。
- (8) 特記事項
平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
- (9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

~~~~~

埼玉県電子入札第1153号

次のような一発競争入札に付する。

平成二十一年三月三日

埼玉県長 田 畑 匡

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量  
大気汚染自動測定機保守等業務 (平成21年度) 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所  
埼玉県環境部青空再生課が指定する場所
- (5) 入札方法  
本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に入力された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力すること。

者であること。

- (2) 公告日から開札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 公告日から開札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に登録され、業種区分が「物品の販売」で、「理化学機器」を取り扱う者であること。
- (5) 平成15年4月1日から平成20年3月31日までの期間に、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第22条第1項の規定に基づき常時監視において大気汚染自動測定機の保守点検業務を受託し、完了した実績を有する者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 入札説明書及び仕様書の入手方法  
下記のとおり「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする。
  - ア 埼玉県ホームページを開く。
  - イ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
  - ウ 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3：システム入口」を選択する。
  - エ 「入札情報公開システム」を選択する。
  - オ 調達機関名は「埼玉県」を選択する。
  - カ 部局名は「環境部」を選択する。
  - キ 課所名は「青空再生課」を選択する。
  - ク 「物品等」を選択する。
  - ケ 「1発注情報の検索」を選択する。
  - コ 検索ボタンをクリックする。
  - サ ダイヤログボックスの「OK」を選択する。
  - シ 本入札案件を選択する。
- (2) 問い合わせ先  
〒338-0824 埼玉県さいたま市桜区上大久保639番地1 埼玉県環境部青空

再生課大気監視担当 若狭 康彦 電話5048-855-1866(直通) F A X 048-852-5982

(3) 入札書受付期間

平成21年3月23日(月) 午前9時から平成21年3月27日(金) 午後5時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県さいたま市桜区上大久保639番地 1 埼玉県環境部青空再生課大気監視担当執務室

平成21年3月30日(月) 午後2時

なお、開札への立会いは、不要とする。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、下記ア及びイの書類を平成21年3月4日(水) 午前9時から同月10日(火) 午後5時まで次に次のいずれかの方法により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「一般競争入札参加資格確認申請書」

「埼玉県電子入札共同システム」から確認申請すること。

イ 「契約の履行について」(添付書類を含む。)

上記3(2)の問い合わせ先に持参し、又はファクシミリにより送信すること。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要件

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(7) 特記事項

平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第二百九十四号

所沢市から所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたのい、都市計画法(昭和四十三年法律第百六)第二十一条第二項において準用する同法第二十條第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十一年三月三日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第二百九十五号

次に掲げる病院及び診療所は、救急病

院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所でなくなった。

平成二十一年三月三日

埼玉県知事 上田 清司

| 名称           | 所在地                 |
|--------------|---------------------|
| 大宮医師会市民病院    | さいたま市北区宮原町二丁目一二五番一六 |
| 久喜メディカルクリニック | 久喜市大字下早見一八三番地一      |

埼玉県告示第二百九十六号



次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として平成二十一年二月二十八日認定し、その有効期限をそれぞれ同表の下欄のとおりとした。

平成二十一年三月三日

埼玉県知事 上田清司

| 名称             | 所在地                | 有効期限         |
|----------------|--------------------|--------------|
| みくに病院          | 春日部市下大増新田九七番地一     | 平成二十四年二月二十七日 |
| 久喜メディカルクリニック   | 久喜市大字下早見一八三番地一     | 同 右          |
| 医療法人川久保病院      | さいたま市浦和区東高砂町二九番一八号 | 同 右          |
| 医療法人康正会病院      | 川越市大字山田三〇番地一       | 同 右          |
| 医療法人あかつきはとがや病院 | 鳩ヶ谷市坂下町四丁目一六番二六号   | 同 右          |
| 埼玉脳神経外科病院      | 鴻巣市上谷六六四番地一        | 同 右          |
| 医療法人誠昇         | 北本市大字下             | 同 右          |

|                   |                    |     |
|-------------------|--------------------|-----|
| 会北本共済病院           | 石戸下五一一番地一          | 同 右 |
| 医療法人社団和風会所沢中      | 所沢市大字北秋津七五三番地二     | 同 右 |
| 医療法人社団秀栄会所沢第一病院   | 所沢市大字下安松一五五九番地一    | 同 右 |
| 医療法人社団草芳会三芳野病院    | 入間郡三芳町大字北永井八九〇番地六  | 同 右 |
| 秩父市立病院            | 秩父市桜木町八番九号         | 同 右 |
| 国民健康保険町立小鹿野中      | 秩父郡小鹿野町小鹿野三〇〇番地    | 同 右 |
| 熊谷外科病院            | 熊谷市佐谷田三八一一番地一      | 同 右 |
| 皆成病院              | 深谷市西島町三丁目一番地一      | 同 右 |
| 春日部市立病院           | 春日部市中央七丁目二番地一      | 同 右 |
| 医療法人社団愛友会三郷中央総合病院 | 三郷市幸房七四五番地         | 同 右 |
| 医療法人財団健和会みさと健和病院  | 三郷市鷹野四丁目四九四番地一     | 同 右 |
| 医療法人増田外科医院        | さいたま市北区宮原町四丁目三九番地五 | 同 右 |

埼玉県告示第二百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等については、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月三日

一 届出の概要等

埼玉県知事 上田清司

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
UNICUS 秩父  
秩父市大宮字下上野台九百五外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大規模小売店舗の設置者  
株式会社 ピーアンドディコンサルティング 代表取締役 溝口 隆朗  
さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五  
大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社 ヤオコー 代表取締役社長 川野 清巳  
川越市脇田本町一番地五 その他未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十一年十一月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
六千四百二十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐車場の位置及び収容台数  
建物内駐車場 位置 図面省略 収容台数 三八二台  
駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計 一九九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六五四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 六九立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から翌午前〇時(一部翌午前〇時四十五分)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時四十五分から翌午前一時(屋上午後十時)

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 五箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時  
届出年月日

平成二十一年二月十七日

二 縦覧期間

平成二十一年三月三日から平成二十一年七月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年三月三日から平成二十一年七月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第二百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)せんげん台SC

越谷市千間台東二丁目七百七番地 他

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)株式会社モール・エスシー開発 代表取締役社長 堀内 幸夫

東京都千代田区二番町八番地八

(変更後)株式会社モール・エスシー開発 代表取締役社長 太田 喜明  
東京都千代田区二番町八番地八

変更年月日

平成二十一年一月九日

届出年月日

平成二十一年二月十九日

二 縦覧期間

平成二十一年三月三日から平成二十一年七月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年三月三日から平成二十一年七月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第二百九十九号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年三月三日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県女性キャリアセンター職業相談等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年4月1日(水)から平成22年3月31日(水)まで

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(4) 履行場所<br/>埼玉県産業労働部就業支援課が指定する場所</p> <p>(5) 入札方法<br/>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。</p>                                                                                                                                                                                                               | <p>埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 2 埼玉県男女共同参画推進センター セミナー室 5</p> <p>イ 日時<br/>平成 21 年 3 月 9 日（月）午前 10 時</p> <p>(4) 入札・開札の場所及び日時<br/>ア 場所<br/>埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 9 番 4 号エグゼレント大宮ビル 6 階<br/>ヤングキャリアセンタール埼玉</p> <p>イ 日時<br/>平成 21 年 3 月 28 日（土）午前 11 時</p> <p>(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法<br/>ア あて先<br/>〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県産業労働部就業支援課総務・女性就業支援担当</p> <p>イ 受領期限<br/>平成 21 年 3 月 27 日（金）午後 5 時（必着）</p> <p>ウ 提出方法<br/>書留郵便によること。</p> <p>4 その他<br/>(1) 入札保証金及び契約保証金<br/>ア 入札保証金<br/>入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>イ 契約保証金<br/>契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>(2) 入札者に要求される事項<br/>ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成 21 年 3 月 13 日（金）午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を</p> |
| <p>2 競争入札参加資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 18 年埼玉県告示第 1543 号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」の A 等級に格付けされた者であること。</p> <p>(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成 8 年 6 月 13 日付け出物第 180 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。</p> <p>(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 19 年 3 月 27 日付け出物第 1153 号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 調達案件について仕様書の要求事項を確実に履行できることを、入札説明書で指定する方法により証明した者であること。</p> | <p>イ 日時<br/>平成 21 年 3 月 10 日（火）午後 5 時まで、上記(1)の場所において交付する。</p> <p>(3) 入札説明会の場所及び日時<br/>ア 場所</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先<br/>〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県産業労働部就業支援課総務・女性就業支援担当 稲野、柴田 電話 048-830-4530（直通）</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法<br/>この公告の日から平成 21 年 3 月 10 日（火）午後 5 時まで、上記(1)の場所において交付する。</p> <p>(3) 入札説明会の場所及び日時<br/>ア 場所</p>                                                                                                                                                                          | <p>イ 日時<br/>平成 21 年 3 月 13 日（金）午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

旧理事 島村 侑也 羽生市大字中手子林一〇四九番地の一新  
羽生市大字中手子林一〇四九番地の二

- 得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
- (3) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で、かつ、財務規則第95条の規定に基づいて定められた最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った入札者のうち最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。
- (6) 最低制限価格  
設定する。なお、最低制限価格より低い価格で入札した者は、再度の入札に参加できない。
- (7) 特記事項  
平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
- (8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第三百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、手子林第三土地改良区から当該役員の住所変更について、次のとおり届出があつた。

平成二十一年三月三日

職名 氏名 住所  
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたとので、告示する。

平成二十一年三月三日  
埼玉県知事 上田清司

一 許可番号 第二〇〇七一一二一一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域  
比企郡小川町大字鞆負字沼ノ入一七〇―三外三四六筆

三 雨水流出抑制施設の容量  
容量 三五九七九・〇立方メートル

埼玉県告示第三百二号

平成二十一年二月三日付け埼玉県告示第百六十六号で告示した都市計画に關する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかつたので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十一年三月三日

埼玉県知事 上田清司

| 番号 | 都市計画区域名 | 市町村名  | 都市計画の種類及び名称 | 期日及び時間             | 場所                 |
|----|---------|-------|-------------|--------------------|--------------------|
| 一  | さいたま市   | さいたま市 | 「区域区分」      | 平成二十一年三月二十四日午後二時から | さいたま市大宮区役所南階三〇一会議室 |

埼玉県告示第三百三号

建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十三条の規定により、平成二十一年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。  
なお、試験の実施に關する事務は、埼玉

玉県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十一年三月三日

埼玉県知事 上田 清司

一 試験の期日及び時間

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

平成二十一年七月五日(日)

午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成二十一年九月十三日(日)

午前十一時三十分から午後四時

まで

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

平成二十一年七月二十六日

(日)

午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成二十一年十月十一日(日)

午前十一時三十分から午後四時

まで

二 試験会場

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

(一) 上尾市戸崎一―

聖学院大学(宮原キャンパ

ス)

(二) 川越市の場北二―十三―

東京国際大学(第一キャンパ

ス)

(2) 設計製図の試験

(一) 朝霞市岡四十八―

東洋大学(朝霞キャンパス)

(二) 比企郡鳩山町石坂

東京電機大学(鳩山キャンパ

ス)

(三) さいたま市南区鹿手袋四―

一七

埼玉建産連研修センター

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

川越市の場二千五百九

東京国際大学(第二キャンパ

ス)

(2) 設計製図の試験

上尾市戸崎一―

聖学院大学(宮原キャンパス)

三 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに

該当する者

四 受験申込み手続

イ インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込み

については、平成十六年以降に二級

建築士試験又は木造建築士試験の受

験申込みをした者のうち、試験の申

込みに必要な個人情報について

て、あらかじめ承諾をしている者に

限り行うことができる。

(1) 受験申込み受付期間及び時間

(一) 期間

平成二十一年四月一日(水)

から平成二十一年四月七日

(火)まで

(二) 時間

受付開始日の午前十時から受

付終了日の午後四時まで

(2) 受験申込み方法

財団法人建築技術教育普及セン

ターのホームページ(<http://www.jaic.jp/>)において、必要な

事項を入力し申し込むこと。

ロ 受付場所における受験申込み

(1) 受験要領及び受験申込書の配布

期間及び配布場所

(一) 配布期間

平成二十一年四月六日(月)

から十七日(金)まで(土曜日

及び日曜日を除く。)

(二) 配布場所

さいたま市南区鹿手袋四―

一七

埼玉建産連研修センター

(2) 受験申込書の受付期間、受付時

間及び受付場所

(一) 受付期間

平成二十一年四月十三日

(月)から十七日(金)まで

(二) 受付時間

午前十時から午後四時まで

(三) 受付場所

さいたま市南区鹿手袋四―

一七

埼玉建産連研修センター

五 設計製図の試験の課題発表

平成二十一年六月十日(水)ごろ、財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験を実施する試験会場に掲示する。

六 合格の発表

イ 学科の試験

(1) 二級建築士試験

平成二十一年八月二十五日(火)

ごろ、財団法人建築技術教育普及

センター関東支部及び社団法人埼

玉建築士会の事務所並びに埼玉県

庁本庁舎一階南玄関掲示板に掲示

するとともに、合格者に合格した

旨を、不合格者に不合格の旨及び

成績を通知する。

(2) 木造建築士試験

平成二十一年九月八日(火)ごろ、

財団法人建築技術教育普及センタ

ー関東支部及び社団法人埼玉建築

士会の事務所並びに埼玉県庁本庁

舎一階南玄関掲示板に掲示すると

ともに、合格者に合格した旨を、

不合格者に不合格の旨及び成績を

通知する。

ロ 設計製図の試験(二級・木造建築

士試験)

平成二十一年十二月三日(木)ご

ろ、財団法人建築技術教育普及セン

ター関東支部及び社団法人埼玉建築

士会の事務所並びに埼玉県庁本庁舎

一階南玄関掲示板に掲示するととも

に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

- 平成二十一年二月二十三日  
指令行整第一九〇〇七五二号
- 二 検査済証番号  
平成二十一年二月二十四日第八十八号

埼玉県告示第三百四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月三日  
埼玉県知事 上田清司  
一 許可番号

- 三 開発区域に含まれる地域の名称  
北埼玉郡大利根町大字新井新田字八幡脇一〇四―四外三一筆
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
蕨市錦町二丁目六番一号  
株式会社 石原商事  
代表取締役 石原隆

- 二〇〇一―二〇号
- 二 検査済証番号  
平成二十一年二月二十四日第八十六号
- 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十六号
- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
- 平成二十一年三月三日  
埼玉県東松山県土整備事務所長  
亀井清司
- 一 許可番号  
平成二十年十二月十七日

- 二〇〇一―二〇号
- 二 検査済証番号  
平成二十一年二月二十四日第二〇〇―二五号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称  
比企郡吉見町大字古名字常光防町一九九―一の一部
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都練馬区関町東一―八―二六  
チェリーハウス3号室  
久保田 貴俊

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三日  
埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

|       |                                          |            |                                                |
|-------|------------------------------------------|------------|------------------------------------------------|
| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間                            | 供用開始の期日    | 備 考                                            |
| 平方東京線 | 越谷市大字平方字川久保一一五番一地先から同市大字平方字川久保一一三九番六地先まで | 平成二十一年三月三日 | 平成十九年九月十四日埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十九号における道路区域の供用開始である。 |

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三日

- 一 道路の種類  
県道
- 二 路 線 名  
三郷幸手自転車道線
- 三 道路の区域

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

| 旧新別 | 旧A | 新A                                | 旧B   | 区間 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考               |
|-----|----|-----------------------------------|------|----|-----------------|--------------|------------------|
|     |    | 三郷市新和二丁目四四二番三地先から同市市助字江戸川七〇三番地先まで |      |    | 二・九二<br>三・〇四    | 六四五・〇〇       | 江戸川堤防工事のための仮道の廃止 |
|     |    |                                   | 三・〇〇 |    | 八・〇五            |              |                  |

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

| 路線名             | 供用開始の区間                           | 供用開始の期日    | 備考                                                                |
|-----------------|-----------------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------|
| 県道三郷幸手<br>自転車道線 | 三郷市新和二丁目四四二番三地先から同市市助字江戸川七〇三番地先まで | 平成二十一年三月三日 | 平成二十一年三月三日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号で告示した道路区域の供用の開始である。<br>延長六四五・〇〇メートル |

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

| 路線名    | 供用開始の区間                                        | 供用開始の期日    | 備考           |
|--------|------------------------------------------------|------------|--------------|
| 下早見菖蒲線 | 南埼玉郡菖蒲町大字三箇字沼新田二八九八番二地先から同郡同町大字三箇字狭間一六八八番二地先まで | 平成二十一年三月三日 | 延長四六〇・六〇メートル |

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十一年三月三日から三十日間埼玉県土整備部道路環境

課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

|       |         |               |                                         |         |            |     |              |
|-------|---------|---------------|-----------------------------------------|---------|------------|-----|--------------|
| 路 線 名 | 春日部 菖蒲線 | 供 用 開 始 の 区 間 | 南埼玉郡菖蒲町大字墓字南六九二番三地先から同郡同町大字墓字南九一一番一地先まで | 供用開始の期日 | 平成二十一年三月三日 | 備 考 | 延長三二五・六〇メートル |
|-------|---------|---------------|-----------------------------------------|---------|------------|-----|--------------|

埼玉県選管告示第十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第三項の規定により、新座市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十一年三月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

|       |       |     |               |     |      |      |      |
|-------|-------|-----|---------------|-----|------|------|------|
| 施設の名称 | 馬場集会所 | 所在地 | 新座市馬場四丁目三番三六号 | 管理者 | 新座市長 | 収容人員 | 一〇〇人 |
|-------|-------|-----|---------------|-----|------|------|------|

埼玉県選管告示第十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、新座市選挙管理委員会から次のとおり所在地及び収容人員の変更があった旨の報告があった。

平成二十一年三月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

|       |                   |                   |     |                  |                  |      |          |
|-------|-------------------|-------------------|-----|------------------|------------------|------|----------|
| 施設の名称 | 東北コミュニティセンター      |                   | 所在地 | 新座市長             |                  | 収容人員 | 一五〇人     |
|       | (旧) 新座市東北二丁目二八番五号 | (新) 新座市東北二丁目二八番五号 |     | (旧) 新座市石神一丁目一番五号 | (新) 新座市石神一丁目一番三号 |      | (旧) 五〇人  |
| 施設の名称 | 北原集会所             |                   | 所在地 | 新座市長             |                  | 収容人員 | (新) 二〇〇人 |
|       | (旧) 新座市石神一丁目一番五号  | (新) 新座市石神一丁目一番三号  |     |                  |                  |      |          |

埼玉県選管告示第十九号

新座市選挙管理委員会から、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定に基づき指定した次の個人演説会等施設について、その指定を取り消した旨の報告があった。

平成二十一年三月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲



